

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和5年11月10日
【ファンド名】	ケープ・チャイナ・ファンド (Cape China Fund)
【発行者名】	ケープ・アセット・マネジメント・リミテッド (Cape Asset Management Limited)
【代表者の役職氏名】	執行取締役 ロ・プイ・ルン (Lo Pui Leung)
【本店の所在の場所】	香港、クィーンズウェイ89番地、リッポ・センター、 タワー1、33階、3303号室 (Room 3303, 33/F, Tower One, Lippo Centre, Queensway 89, Hong Kong)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 小 野 雄 作 弁護士 谷田部 耕 介
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング5階 小野・谷田部グローバル法律事務所 (旧名称(2023年5月8日まで): 狛・小野グローバル法律事務所)
【事務連絡者氏名】	弁護士 小 野 雄 作 弁護士 谷田部 耕 介
【連絡場所】	東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング5階 小野・谷田部グローバル法律事務所 (旧名称(2023年5月8日まで): 狛・小野グローバル法律事務所)
【電話番号】	(03) 6550-8301
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

1【提出理由】

ケープ・アセット・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」といいます。）は、受託会社であるHSBCトラスティー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」といいます。）の承認を得て、ケープ・チャイナ・ファンド（以下「ファンド」という。）に係る信託の終了を決定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項および同条第2項第14号に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

（イ）信託の終了の年月日

2023年10月13日

（ロ）信託の終了に係る決定に至った理由

ファンドのポートフォリオ・マネージャーでもある管理会社の最高投資責任者（以下「CIO」といいます。）が退任する予定であること、またCIOの後任もないことを考慮して、管理会社は、ファンドの運用を継続することは現実的ではないと判断しました。

（ハ）法令に基づき当該解散等に係る決定に関する情報を当該発行者の発行する特定有価証券の所有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

管理会社は、2023年6月30日付レター（英文）により日本における販売会社に通知しました。また、日本における販売会社は、同レターの内容に基づき、日本における実質受益者に通知しました。